

## 大野城市がん患者アピアランスケア用品購入費補助金交付申請について Q&A

### ■助成対象者について

No	質問	回答
1	現在、大野城市に住んでいますが、購入した時は別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか？	申請日時点で大野城市に住民票を有していれば対象になります。 ただし、1年以内に大野城市以外の自治体に住民票があった方は、別途必要な書類がありますので、申請前に問い合わせてください。
2	過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除のために医療用ウィッグや補整下着を購入したのですが、助成対象になりますか？	令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入したものであれば、令和6年4月8日までに申請すれば対象です（必着）。
3	これからがん治療の予定ですが、早めに購入しました。助成の対象になりますか？	対象になります。ただし、病名、治療方法、治療や副作用等の影響により、医療用ウィッグや補整具が必要と分かる書類の提出が必要です。
4	助成対象者に年齢制限はありますか？	ありません。ただし、未成年者が対象となる場合は、法定代理人（親権者、未成年後見人）が申請者となります。
5	今回助成を受けた後に、再発や転移で再度医療用ウィッグや補整具が必要になった場合は、助成対象になりますか？	申請は、1人1区分1回です。助成を受けた区分は対象になりません。

### ■助成対象経費について

No	質問	回答
1	助成対象の用具は、何個買っても対象になりますか。	個数制限はありませんが、助成額は購入した物の合計金額の半額と各区分の上限額を比べて、金額が低い方となります。
2	消費税分は助成対象になりますか？	本体価格＋消費税が助成対象金額となります。
3	ポイントやクーポンで支払った金額は対象になりますか？	対象になりません。購入費用からポイントやクーポンを利用した額を差し引いた金額が助成対象となります。
4	送料や付属品は対象になりますか？	対象になりません。購入費用から送料や付属品の額を差し引いた金額が助成対象となります。

### ■助成対象用具について

No	質問	回答
1	医療用ではないウィッグは対象になりますか？	対象になりません。
2	ウィッグを購入しましたが、医療用か分かりません。違いは何ですか？助成の対象になりますか？	「医療用ウィッグ」は、抗がん剤治療等による脱毛など、何らかの治療中や病状に合わせて使用されるウィッグのため、見た目やつけ心地、機能性、品質などの違いがあります。購入または購入を検討している店舗に確認してください。「医療用ウィッグ」が助成の対象となります。「医療用ウィッグ」と明記された領収書の提出をお願いします。
3	部分用ウィッグでも助成対象になりますか？	医療用ウィッグであれば、対象になります。
4	医療保険（健康保険）で購入した弾性着衣だけでは足りないので、自費で買い足しました。助成対象になりますか？	自費で購入したものののみ対象になります。
5	乳房再建手術を受けました。手術費用は助成対象になりますか？	手術費用は対象になりません。自分で装着する人工乳房や人工乳首等は対象になります。
6	令和5年3月31日以前に購入したものは対象になりますか？	申請期限を過ぎているため、対象になりません。

■申請に必要な書類について

No	質問	回答
1	クレジットカード決済やインターネットで購入しました。領収証がありませんがどうしたらよいですか？	<p>領収書が発行されない場合は、購入内容及び支払い内容が確認できる書類を提出してください。</p> <p>■購入内容が確認できる書類： 購入した用具が掲載されているパンフレットやカタログ</p> <p>■支払い内容が確認できる書類： レシート、クレジットカード利用明細書、インターネット購入の場合は、注文の受注確認のメールを印刷したものや納品書等の書類を提出してください。</p>

■その他

No	質問	回答
1	医療用ウィッグや補整具にどんなものがあるのか、どれを選んだらよいのかわかりません。また、治療や療養生活についても悩んでいます。どこに相談したらよいでしょうか。	<p>がん診療連携拠点病院に設けられている「がん相談支援センター」で相談できます。その病院で治療を受けていなくても相談は可能です。なお、それぞれ相談料はかかりません。電話での相談もできます。</p>